



- ※1 落札者の代表企業は、構成企業の中でいずれの者が担うことも可とする。
- ※2 落札者の構成企業ではない者は、建設JVの結成及びSPCの出資を不可とする。
- ※3 建設JVの結成又はSPCの出資をしない者は、落札者の構成企業になることを不可とする。  
 (例) 資金の出資のみを行う企業、事業の総合調整のみを行う企業等
- ※4 設計業務については、次のいずれの場合も可とする。
  - ① 設計企業が設計業務を行う。
  - ② 工事企業が全ての設計業務を自ら行う。
  - ③ 建設JVが一部自ら行わない設計業務について、設計受託者にその設計業務を委託する。
- ※5 上記の②の場合に設計企業が、上記の③の場合に設計受託者が、落札者の構成企業になることを不可とする。
- ※6 JV代表構成員は、JV構成員の中でいずれの者が担うことも可とする。
- ※7 JV構成員は、1者で資格条件を満たす複数の業種を担当することは可とする。また、JV構成員の数の上限は任意とする。
- ※8 SPCの出資については、落札者の代表企業、JV代表構成員及び運転・維持管理企業は義務とし、落札者の他の構成企業は任意とする。
- ※9 JV代表構成員及び運転・維持管理企業は、落札者の代表企業を兼ねることを可とする。